

『南山神学』33号（2010年3月）pp. 237-258.

グレゴリオ聖歌研究（2）

西脇 純

はじめに

グレゴリオ聖歌は、ローマ・カトリック教会の典礼の場で演奏される「典礼聖歌」として成立し、伝承の過程で衰退と復興を繰り返しながら、今日まで伝えられている。19世紀半ばにフランスのソレム修道院を中心に芽吹いた近代のグレゴリオ聖歌復興運動も、フランス革命以降凋落の危機にあった修道院とその文化の再建の精神に支えられていた¹。それは、修道生活においては典礼こそが生活の中心であり、わけても声を用いる礼拝の最高表現である「歌」が典礼において大きな役割を果たすと考えられたからであった。

近現代のグレゴリオ聖歌復興の潮流にのってヨーロッパ各地で聖歌古写本が次々と発見・収集され、これらは音楽学者たちの関心をも引き起こし、その後のパレオグラフィ研究（古文書学的研究）ならびにセミオロジー研究（ニューマ解読研究）へとつながった。グレゴリオ聖歌の源泉への探求は、『*Graduale Triplex*』（1979年）などの成果を生みつつ、なお継続して行われている。

*略記は S. M. Schwertner, *Theologische Realenzyklopädie. Abkürzungsverzeichnis. 2., überarb. und erw. Aufl., Berlin - New York 1994.* に従った。

¹ ソレム修道院を中心とするグレゴリオ聖歌復興運動について Dom P. Combe, *The Restoration of Gregorian Chant. Solesmes and the Vatican Edition*, translated by Th. N. Marier and W. Skinner, Washington D.C. 2003. を参照。またドイツでのグレゴリオ聖歌復興運動を含むより幅広い視点からの概論は以下を参照されたい。S. Klöckner, *Handbuch Gregorianik. Einführung in Geschichte, Theorie und Praxis des Gregorianischen Chorals*, Regensburg 2009, 151-172.

本研究は、最近の研究動向、特に中世に受け継がれた教父たちの聖書解釈と当時のグレゴリオ聖歌との関係性に注目する視点に関心を寄せつつ²、これに典礼史的な観点をも加味することによって、成立期のグレゴリオ聖歌のもつ神学を明らかにすることを目指している。聖書解釈史ならびに典礼史的な視点からのアプローチは、より包括的なグレゴリオ聖歌研究の可能性をひらくかもしれない。

グレゴリオ聖歌の本来の演奏の場は言うまでもなく「典礼」であり、演奏される聖歌本文は第一に「聖書」である。聖歌テキストとしての聖書箇所を取捨選択は、他の聖書朗読箇所と同様、典礼の祝いの内容と密接に関わっている。また、そのテキストの音楽化にも祝いの内容との連続性が見出される。したがって、グレゴリオ聖歌成立期の各々の典礼の場で聖歌テキストがどのような意味をもち、その音楽化を通して何がどのように祝われ祈られたかを明らかにすることは、グレゴリオ聖歌のもつ神学の解明のための一つの有効な手段となりうると思われるのである。

このような方向性をもつ本研究の性格上、グレゴリオ聖歌成立期の典礼のありようをあらかじめ理解しておく必要がある。そこで前稿では、カロリング朝ピピン 3 世（小ピピン、王位 751-768 年）の治世下を中心に、フランク王国の典礼史の素描を試み、この時期が典礼と聖歌のローマ化が図られた時代だったことを史料に基づき確認した³。本稿では、前稿に引き続き、カール大帝以降の典礼史に関わるフランク教会の動向の一端に注目することにしたい。

² Cf. S. Klöckner, "Kommt alle zusammen, die ihr sie lieb habt!" Der Introitus "Laetare Jerusalem". Ein vorösterlicher Jubelruf der Kirche Christi, in: N. C. Schnabel (Hg.), *Laetare Jerusalem. Festschrift zum 100jährigen Ankommen der Benediktinermönche auf dem Jerusalemer Zionsberg* (Jerusalemer Theologisches Forum Bd. 10), Münster 2006, 24-40. 中世の聖書解釈とグレゴリオ聖歌との関係に着目する最近の研究について、下記注 3 の拙稿中の注 4 に掲げた文献も併せて参照されたい。

³ 拙稿「グレゴリオ聖歌研究 (1)」『南山神学』第 32 号 (2009 年) 209-228 頁。

ただし、カロリング・ルネサンスとも呼ばれるこの時期の典礼改革は多岐に亘っている。そこで本稿は、カール大帝下で行われた典礼施策の基本姿勢に的を絞ることにしたい。そのうえで、その具体的なあらわれである聖書改訂と秘跡書改訂の動きにも目を向けよう。本研究が大きな関心を寄せる聖歌集の発展の経緯は他稿に譲らざるを得ないが、典礼全体の中心であるミサ典礼にかかわる典礼諸書の発展史は、カロリング期における聖歌集編纂の意図と意義をも明らかにする手助けとなろう。

しかしカロリング期の典礼史に入る前にまず、ローマ典礼の本格導入以前のフランク教会の典礼についても概見しておかねばならない。

1. 古ガリア典礼

ローマ典礼のフランク王国内への本格導入はピピン3世のイニシアチブに負うところが大きかったが、それ以前のこの地域の典礼にはどのような特徴がみられたのだろうか。

一般に、ローマ典礼以外の西方教会で祝われていた典礼は広い意味でガリア典礼（もしくはガリア型典礼）と呼ばれ、これにはイスパニア典礼、ケルト典礼、ミラノ典礼などが含まれる。狭義には、ガリア地方を中心に行われた典礼を指し、古ガリア典礼あるいはガリア系典礼とも呼ばれている（本稿では古ガリア典礼と呼ぶ）。ただし、西方の諸典礼は（ローマ典礼も含め）互いに影響を与え合いながら伝承されていったことが認められるため、明確な線引きは難しい⁴。

⁴ Cf. J. A. Jungmann, *Liturgisches Erbe und pastorale Gegenwart*, Innsbruck 1960, 13-86. 13; H. B. Meyer, *Eucharistie. Geschichte, Theologie, Pasotral (GDK 4)*, Regensburg 1989; 152-164; J. A. ユングマン著・石井祥裕訳『古代キリスト教典礼史』（平凡社、1997年、原著はJ. A. Jungmann, *Liturgie der christlichen Frühzeit bis auf Gregor den Großen, Fribourg* 1967.）254-265頁、土屋吉正「ガリア典礼」『新カトリック大事典 II』（研究社、1998年）2頁。

古ガリア典礼は『ガリア朗読聖書』（6世紀初頭）や『ガリア・ミサ式文集』（いわゆる「モネ・ミサ」、7世紀中頃）などにその痕跡を留めるが⁵、イスパニア典礼におけるトレドのような典礼の中心地はなく、ラテン語の使用や東方からの影響といった共通項を含みつつ、地域ごとの固有伝承も存在したらしい⁶。

古ガリア典礼の特徴のひとつは、6世紀にニカイア派に転向した西ゴート王国の反レイオス主義の影響により⁷、子なる神キリストの神性を際立たせようとする姿勢がみられることであろう。

典礼学者ユングマンによれば、この傾向は、キリストの代理者である司祭が共同体を代表して神にささげる公式祈願（*Oratio praesidentialis*⁸）のうちにもあらわれる。公式祈願はキリストが父なる神に献げた祈りを範とするものであるから、本来教会の頭であり仲介者である「キリストを通して父に *per Christum ad Patrem*」ささげられる⁹。ところが、直接「キリストに *ad Christum*」向かう祈りにも長い伝統があり、特に4世紀以降、反レイオスの思潮のなか

⁵ Cf. K. Gamber, *Codices Liturgici Latini Antiquiores* (SFS 1), Freiburg / Schweiz 1963, 27-28 (No. 203 = sog. Mone-Messen), 39-40 (No. 250 = *Lektionar in Wölfenbüttel*). Meyer, *ibid.*, 156-157 ならびに K. Gamber, *Ordo antiquus Gallicanus. Der gallikanische Meßritus des 6. Jahrhunderts* (TPL 3), Regensburg 1965, 24-43 は、パリのゲルマヌスの作とされる書簡 (Gamber, *Ordo*, *ibid.* 17-23) その他に基づき6世紀から7世紀にかけての古ガリア典礼のミサ式次第の復元を試みている。

⁶ Cf. M. Huglo, *Altgallikanische Liturgie*, in: G. Fellerer (Hg.), *Geschichte der katholischen Kirchenmusik Bd. I. Von den Anfängen bis zum Tridentinum*, Basel - Tours - London 1972, 219-233; Meyer, *ibid.*, 153-154; A. Heinz, *Art. Abendländische Liturgien*, in: *LThK* 6 (1997) 980-984.

⁷ レカールド王（在位586-601年）は587年にカトリックの信仰を告白、589年に第3回トレド教会会議を招集し、会議は西ゴート王国全土のカトリックへの転向を定めた。同じ教会会議は、ニカイア・コンスタンティノポリス信条のミサ典礼への導入も定めている。Cf. A. Angenendt, *Das Frühmittelalter. Die Abendländische Christenheit von 400 bis 900*. 2., *durchgesehene Auflage*, Stuttgart - Berlin - Köln 1995, 162-163; Jungmann, *Liturgisches Erbe* (N. B. 4), 29-30.

⁸ 公式祈願は通常、ミサの集会祈願、奉納祈願、拝領祈願を指して用いられるが、ここではミサ奉献文も含めた本来の意味で理解する。

⁹ Cf. J. A. Jungmann, *Die Stellung Christi im liturgischen Gebet* (LQF 19/20), Münster 1962, 125.

から、コプト教会の「グレゴリオス奉献文」のように、聖餐のいけにえをキリストにささげる奉献文も登場する¹⁰。ここではユングマンに従って、反アレクサンドリア主義の影響のもとで伝承されたとみられる古ガリア典礼のミサ式文の例を紹介しよう¹¹。

まず、祈りが「キリストを通して父に」向かう典型を確認しておこう。前出『ガリア・ミサ式文集』は、平和の挨拶の直前に、司祭によって唱えられる「Ad pacem」という祝福の祈りを置いている。

わたしたちの救いである神よ、わたしたちの祈りを聞き入れ、わたしたちを神的ないけにえの代わりに招き、あなたの平和を豊かにお与えください。
[わたしたちの] 主 [キリスト] によって。¹²

次に祈りが子に向かう例である。同じ『ガリア・ミサ式文集』に収められている「Contestatio」をみてみよう。「Contestatio」はローマ奉献文の叙唱に相当する祈りで、感謝の賛歌の直前に司祭によって唱えられる。

¹⁰ Cf. A. Gerhards, Die griechische Gregoriosanaphora. Ein Beitrag zur Geschichte des eucharistischen Hochgebets (LQF 64), Münster 1984. ミサ公式祈願のいわゆる「宛先」を巡る議論について以下も参照。A. Gerhards, Zu wem beten?, in: LJ 32 (1982) 219-230; M. B. Merz, Gebetsformen der Liturgie, in: H. B. Meyer et al. (Hg.), Gestalt des Gottesdienstes. Sprachliche und nichtsprachliche Ausdruckformen (GDK 3), Regensburg ²1990, 108-109. I. Pahl, Die Stellung Christi in den Präsidialgebeten der Eucharistiefeyer, in: Bewahren und Erneuern. Studien zur Meßliturgie (FS H. B. Meyer, IST 42), 1995, 92-113; Balth. Fischer, Vom Beten zu Christus, in: A. Gerhards / A. Heinz (Hg.), Frömmigkeit der Kirche. Gesammelte Studien zur christlichen Spiritualität (Hereditas 17), Bonn 2000, 85-90.

¹¹ Cf. Jungmann, Die Stellung Christi (N. B. 9), 79-85.

¹² Missale Gallicanum Vetus (Cod. Vat. Palat. lat. 493). In Verbindung mit L. Eizenhöfer und P. Siffrin hg. v. L. C. Mohlberg (RED.F 3), Roma 1958, 83, l. 18-20: <Ad Pacem> Exaudi nos deus salutares noster et in consortio nos diuinorum sacrificiorum dignanter admitte hac pacem tuam benignus largire. per dominum. Cf. Jungmann, Die Stellung Christi (N. B. 9), 80.

聖なる父、全能永遠の神である主よ、わたしたちが常にあなたに感謝を献げることは、ふさわしくまた正しいことです。あなたは聖者たちの賛美のなかでたたえられ、天で治めておられ、けがれなき小羊、父の永遠の子です […]。¹³

祈りは「聖なる父よ」と父なる神への呼びかけで始まるが、そのまなざしはすぐに子なる神キリストに転じ、子に向かって「けがれなき小羊」「父の永遠の子」と呼びかけている。興味深いのは、続く感謝の賛歌も、キリストにささげられていると理解できる点である。上に挙げた「Contestatio」は、引き続きキリストのわざを列挙し、最後に次のような文言で感謝の賛歌への橋渡しをしている。

[...] 異邦人に [神を] 知らしめる方、洗礼志願者を洗礼へと召し出す方、司祭たちに司祭職を、司教たちに使徒職をお与えになるお方。主よ、あなたは天を支配し、地を裁き、陰府の国を立ちあがらせ、永遠のときを定めておられます。主よ、すべての天使は [終わり] なくあなたを [たたえて歌います]。聖なるかな、聖なるかな、聖なるかな。¹⁴

公式祈願であるミサ奉献文が、このように直接子に賛美のまなざしを向け、子のわざを際立たせるのは、イスパニアほどではないにせよ——ガリア地方で

¹³ Missale Gallicanum Vetus, ibid. 89, l. 13-16: Dignum et iustum est, aequum et iustum est nos tibi semper gratias agere, domine, sancte pater, omnipotens aeterne deus. Tu in sanctis laudibus gloriaris, tu in caelis regnaris, tu agnus immaculatus, tu pater sempeternus es filius, ... Cf. Jungmann, Die Stellung Christi (N. B. 9), ibd.

¹⁴ Missale Gallicanum Vetus, ibid. 89, l. 21-25: gentibus intellectum, catecuminus ad baptismum prouocatur, prespiteris sacerdotium, episcopis apostolatam datum. Tu, domine, caelestia possedes, terrestria iudicas, inferna suscitans, aeterna moderaris. Merito tibi, domine, omnes angeli non ... Sanctus, sanctus, sanctus. Cf. Jungmann, Die Stellung Christi (N. B. 9), 82; Id., Liturgisches Erbe (N. B. 4), 38.

も同様にみられた反アレイオス主義的な姿勢に一因があるとユングマンは推測している¹⁵。

そのほか古ガリア典礼の特徴として、ミサの聖書朗読が三朗読である点も挙げられる。ローマのミサ典礼が新約聖書からの二朗読に留まったのに対し、ローマ以外では旧約聖書を含む三つの朗読が行われていた。前出『ガリア朗読聖書』（いわゆる「ヴォルフエンビュッテル・パリンプセスト」）や7世紀後半から8世紀初頭に作成された『リュクスーユ朗読聖書』などはいずれも古ガリア典礼における三朗読の実践を反映している¹⁶。

さらに、グレゴリオ聖歌のテキストの土台になったいわゆる「ガリア詩編書 *Psalterium gallicanum*」の普及も、古ガリア典礼の大きな特徴であろう。「ガリア詩編書」は、ヒエロニムス（ca. 347-419年）がオリゲネスのヘキサプラを基に385年以降にベツレヘムで出版したラテン語訳詩編である。この詩編は複雑な伝承過程を経つつガリアに広まり、後に、カール大帝が改訂を命じた聖書の本文に採用され、中世を通じて典礼の場で最も行き渡った詩編となった¹⁷。

古ガリア典礼の典礼書の存在は、典礼で歌われた聖歌の存在をも推測させる。事実、ベネディクトスの『戒律』の普及とともに伝えられたアンブロジウスの自作賛歌はガリアでもよく知られていた¹⁸。彼の賛歌は厳密に言えばミラノ典礼由来のレパートリーということになるだろうが、北イタリアのトレヴィゾ生まれなが

¹⁵ Cf. Jungmann, *Liturgisches Erbe* (N. B. 4), 43.

¹⁶ Cf. Gamber, *Codices* (N. B. 5), 39-41; C. Vogel, *Medieval Liturgy. An Introduction to the Sources* (revised and translated by W. G. Storey and N. K. Rasmussen), Washington D.C. 1986, 320-326; E. Palazzo, *A History of Liturgical Books from the Beginning to the Thirteenth Century*, Minnesota 1998, 85.

¹⁷ Cf. Bon. Fischer, *Bibeltext und Bibelreform unter Karl dem Großen*, in: W. Braunfels (Hg.), *Karl der Große. Lebenswerk und Nachleben* Bd. II, Düsseldorf 1965, 156-216. 173; *Art. Bibelübersetzungen I*, in: TRE 6 (1980) 177-180 (S. Brock / V. Reichmann); P. Nautin, *Art. Hieronymus*, in: TRE 15 (1986) 304-315, bes. 309-310.

¹⁸ アンブロジウス賛歌の最新の研究として以下を参照。A. Zerfass, *Mysterium mirabile. Poesie, Theologie und Liturgie in den Hymnen des Ambrosius von Mailand zu den Christusfesten des Kirchenjahres* (PiLi 19), Tübingen - Basel 2008.

らガリアに赴き、後にポワティエ司教となったヴェナンティウス・フォルトゥナートゥス (Venantius Fortunatus, + 600 年以降) の賛歌「Pange lingua」と「Vexilla regis」などは、現在でもローマ典礼において用いられる古ガリア典礼の賛歌の例である¹⁹。

さらに、カール大帝の子ルートヴィヒ 1 世 (Ludwig, 在位 814-840 年) の時代にライヒェナウ修道院長を務めたヴァラフリドゥス・ストラボ (Walafridus Strabo, 808/9-849 年) は、主著『教会の諸慣行の起源と展開』のなかで、次のように述べて、ガリア教会の聖歌創作活動に言及している。

ガリア教会にも [イタリアの教会に] 劣らず熟練した人々がおり、聖務日課のための聖歌が少なからず備わっていた。その [聖歌の] いくつかはローマ聖務日課の中に編入されたといわれており、多くの者が、そのことばと音楽によって、彼らの [聖歌] と他の聖歌とを区別できると認めている。²⁰

この記述は、「ことばと音楽 *verbis et sono*」においてある特徴を備えた聖歌が、すでにローマ聖歌の導入以前に古ガリア典礼に存在したことを推測させる。ローマ聖歌はまったくの新地の上に移設された聖歌ではなかった。すでに存在した豊かな「歌ごころ」のなかに伝えられた聖歌だったのである。

¹⁹ Liber hymnarius cum invitatoriis & aliquibus responsoriis, Solesmes 1983, 61 (Pange lingua). 58 (Vexilla regis). フォルトゥナートゥスについて、橋本龍幸『聖ラデグンデイスとポスト・ローマ世界』(南窓社、2008 年) 5-7 章 (105-200 頁) をも参照されたい。

²⁰ A. L. Harting-Correa, Walafrid Strabo's Libellus De Exordiis et Incrementis Quarundam in Observationibus Ecclesiasticis Rerum. A Translation and Liturgical Commentary (MLST 19), Leiden - New York - Köln 1996, 166, l. 5-9: Et quia Gallicana ecclesia viris non minus peritissimis instructa sacrorum officiorum instrumenta habebat non minima, ex eis aliqua Romanorum officiis inmixta dicuntur, quae plerique et verbis et sono se a ceteris cantibus discernere posse fatentur.

2. カール大帝下の典礼施策

さて、ピピン3世の死後、フランク王国はその息子カール (Karolus Magnus, 在位 768-814 年) と弟カールマン (Karlmann, 在位 768-771 年) の手に委ねられたが、771年のカールマンの突然の死により、カールは20代の若さでフランク王国を単独支配することになった。

カール大帝は、「典礼化に向かう時代」(カントーロヴィチ)と言われるほどに典礼が意味を持つ時代を生きた²¹。人間は神から与えられた文字と語りの文化をそれぞれの才能に応じて習得すべきであり、典礼も、全能の神に嘉されるにふさわしい正しさをもって執行される必要があると考えられたのである。

784年(もしくは785年)にカール大帝がフルダの修道院長バウグルフ (Baugulf, +815年)に宛てた「文を促すことについての勅書 *Epistula de litteris colendis*」には、こうしたカール大帝の文教政策のマニフェストともいべき文言が見出される。

修道規則の遵守が生活に高潔さと品格とをもたらすように、教えと学びに心を砕く者は、その言葉も整い気品がただよるのであるから、正しく生きることによって神に嘉されんと熱望する者は、正しく語ることによって神に嘉されるということを看過してはならない。聖書にも次のように書かれている。「あなたは、自分の言葉によって義とされ、また、自分の言葉によって罪ある者とされる。」(マタ 12:37)²²

²¹ Cf. E. H. Kantorowicz, *Laudes regiae. A Study in Liturgical Acclamations and Medieval Ruler Worship* (UCPH 33), Berkeley - Los Angeles 1946, 56; Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N. B. 7), 328.

²² *Karoli epistola de litteris colendis* (= MGH.Cap I, 79, l. 12-16): *sicut regularis norma honestatem morum, ita quoque docendi et discendi instantia ordinet et ornet seriem verborum, ut, qui Deo placere appetunt recte vivendo, ei etiam placere non negligant recte loquendo. Scriptum est enim: Aut ex verbis tuis iustificaberis, aut ex verbis tuis condemnaberis.* 書簡の翻訳にあたり、大谷啓治訳「カール大帝 書簡集」上智大学中世思想研究所編訳『カロリング・ルネサンス』(中世思想原典集成 6, 平凡社, 1992年) 148-150

この書簡の作成には、アルクイン（Alcuin, 730/735-804 年）が関わっているとされる²³。ヨークの司教学校の校長職にあったアルクインは 781 年、カール大帝のたつての要請を受けてアーヘンの宮廷に入り、以来、796 年にトゥールの聖マルティヌス修道院長に任命され 804 年に同地で生涯を終えるまで、王の宮廷を中心に活動し、フランク王国の文教政策を推し進めた²⁴。「文を促すことについての勅書」には、リテラシーに対するアルクインの基本姿勢がよくあらわれている。アルクインによれば、リテラシー習得の究極の目標は「神の書（聖書）の諸神秘に達する」ことにあった。

それゆえ神の書の諸神秘に、より容易により正しく達することができるよう、文の研究をおろそかにしないということに限らず、神に嘉されるためにという謙遜な意向をもって、熱心に学び合うことをも奨励する。聖書には修辭句や比喩やこれに類するものが挿まれているが、文の教育が十分に施されていればいるほど、読む際によりはやくそれらの霊的な意味を理解できる。このことは疑いをはさまない。²⁵

頁、ならびに、ピエール・リシェ著、岩村清太訳『ヨーロッパ成初期の学校教育と教養』（知泉書館、2002 年）368-369 頁を参照した。この書簡について、山田欣吾「西ヨーロッパ初期中世の修道院蔵書」『西洋中世国制史の研究 I 教会から国家へ—古相のヨーロッパ』（創文社、1992 年）183-191 頁をも参照。

²³ Cf. F.-C. Scheibe, Alcuin und die Admonitio generalis, in: DA 14 (1958) 221-229. 222-223.

²⁴ Cf. W. Heil, Art. Alcuin, in: TRE 2 (1978) 266-276; 岩村清太『ヨーロッパ中世の自由学芸と教育』（知泉書館、2007 年）137-221 頁。

²⁵ Karoli epistola de litteris colendis (= MGH.Cap I, 79, l. 30-35): Quamobrem hortamur vos litterarum studia non solum negligere, verum etiam humillima et Deo placita intentione ad hoc certatim discere, ut facilius et rectius divinarum scripturarum mysteria valeatis penetrare. Cum autem in sacris paginis schemata, tropi et caetera his similia, inserta inveniantur, nulli dubium est, quod ea unusquisque legens tanto citius spiritualiter intelligit, quanto prius in litterarum magisterio plenius instructus fuerit.

こうしたカール大帝下の文教政策の基本姿勢は、当然のことながら、修道生活の源泉であり頂点である典礼の執行においても「正しさ」を求めた。「心と声との調和」（『聖ベネディクトの戒律』19章）が目指される典礼の場においては²⁶、声を出して語られあるいは歌われる聖書の霊的意味を心で十分にかみしめるために、まずは朗読聖書や聖歌集といった典礼諸書の文言に「正しさ」が求められたのである。

3. 聖書改訂

そこでまず典礼諸書の土台となる聖書の改訂が図られることになる。786年から801年頃までに書かれたカール大帝の「一般書簡 *Epistola generalis*」は、「写字生たちの未熟さのために[その本文が]歪められていた旧約と新約のすべての聖書を、すべて神のわれらへの御助けにより、すでに以前、正確に訂正した」と伝えている²⁷。

カール大帝がアルクインに聖書改訂を命じたことは一般に知られているが²⁸、カール大帝の聖書改訂事業そのものはアルクインがアーヘンの宮廷に入る以前

²⁶ 古田暁訳『聖ベネディクトの戒律』（すえもりブックス、2000年）111-112頁参照。

²⁷ *Karoli epistola generalis* (= MGH.Cap I, 80, l. 25-30): *Igitur quia curae nobis est, ut nostrarum ecclesiarum ad meliora semper proficiat status, obliteratam pene maiorum nostrorum desidia reparare vigilantia studio litterarum satagimus officinam, et ad pernosceda studia liberalium artium nostro etiam quos possumus invitamus exemplo. Inter quae iam pridem universos veteris ac novi instrumenti libros, librorum imperitia depravatos, Deo nos in omnibus adiuvante, examussum correximus. Cf. Fischer, *Bibeltext* (N. B. 17), 156. 翻訳は、大谷啓治訳「カール大帝 書簡集」、前掲書 (N. B. 22), 150-151頁も参照。*

²⁸ 800年2月、アルクインはカール大帝の妹でシェル（Chelles）の修道院長を務めたギセラ（Gisela）と帝の娘ロトゥルド（Rotrud）に『ヨハネ福音書注解』の一部を送ったが、その送り状のなかで、大帝からの命で旧約聖書と新約聖書の改訂に取り組んでいる現状を報告している（MGH.Ep 4, 323, l. 5-6: *Totius forsitan evangelii expositionem direxerim vobis, si me non occupasset domi regis praeceptum In emendatione veteris novique testamenti.*）。フィッシャーは、アルクインに委ねられた「*emendatio*」は厳密な意味での本文批判を伴う「校訂」ではなく、改訂に留まったと推測する。Cf. Fischer, *Bibeltext* (N. B. 17), 158-160.

からすでに始まっていた。聖書学者フィッシャーは、コルビーの修道院長マウルドラムヌス (Maurdramnus, 在職 772-780/781 年) のもとで制作された聖書写本群 (Amiens Bibl. Munic. 6, 7, 9, 11, 12 et al.) が、その洗練された書体 (カロリング小文字) と正書法、転写の際の誤記の少なさから、カール大帝のこの分野における最初の実りだったと推測している²⁹。この「マウルドラムヌス聖書 (アミアンの聖書)」は複数巻からなっていたが、それらのうち5つの巻と他の1巻の断片のみ現存する。いずれもマウルドラムヌス在職中に制作されたと推定されており、これはカール大帝のフランク王国単独支配直後の時期と重なり、カール大帝の、文字改革を含めた文教政策への関心の高さをうかがわせる³⁰。

一方、796年以降トゥールの聖マルティヌス修道院長職にあったアルクインは、カールの命により完本聖書 (パンデクテン) を制作し、801年の降誕祭に大帝に贈っている。聖書全巻を一冊にまとめたこの聖書は、その原本こそ失われてしまったが、いわゆる「アルクイン聖書」と呼ばれるものの原型となり、典礼用聖書たる「ウルガタ聖書」の伝承史において大きな役割を果たすことになる³¹。

カール大帝の聖書改訂に対する姿勢は、789年の有名な教会改革勅書「一般訓令 *Admonitio generalis*」にも謳われている。

²⁹ Cf. Fischer, *Bibeltext* (N. B. 17), 161. 186. そのほか聖書改訂の分野ではオルレアン・テオドゥルフ (ca. 760-821 年) の果たした役割も大きい。Cf. Fischer, *ibid.*, 157. 175-183.

³⁰ カール大帝の文教政策について、大黒俊二『声と文字』(ヨーロッパの中世6, 岩波書店, 2010年) 51-64頁を参照。「マウルドラムヌス聖書」について以下も参照。L. W. Jones, *The Scriptorium at Corbie: I. The Library*, in: *Speculum* 22 (1947) 191-204; *Id.*, *The Scriptorium at Corbie: II. The Script and the Problems*, in: *ibid.*, 375-394.

³¹ Cf. Fischer, *Bibeltext* (N. B. 17), 162-163. 169-175. フィッシャーは、トゥールで作成された現存する聖書写本のうち800年以降に筆写された写本「*Cod. Sang. 75*」(ザンクト・ガレン修道院図書館蔵)が完本聖書としては最も古く、アルクイン聖書研究の出発点となるべきだと評価している。

第 72 条 司祭たちへ。[...] また、子どもたちが読み書きを学ぶ学校が設置されるように。詩編 (psalmi), 記号 (notae), 聖歌 (cantus), 計算, 文法, 正統信仰を伝える書物を, 各々の修道院あるいは教区ごとによく改訂するように。なぜなら, 神に良く祈ることを望みながら, 未改訂の書物を用いるため, 誤った [文言で] 祈ってしまう者がしばしばあるからである。あなたがたの子どもたちが読んだり書いたりする間に [彼らの能力や信仰が] 墮落してしまうなどということが放置されてはならない。もし福音書, 詩編書, ミサ典礼書を書写する必要があるなら, 成人した者が細心の注意を払ってこれを行なうように。³²

この箇条も, 神に良く祈ること (bene Deum rogare), すなわち典礼行為としての祈りは, 「正しい」典札書を用いておこなわれるべきだと強調している。詩編書や聖歌集など典礼で用いられる諸書の改訂は, 「神に良く祈る」ために必要な作業であり, ひいては子どもたちの信仰教育の成否さえ左右する必要要件とみなされている。こうした教育観は, 「正しく語ることが, 正しく生きることにつながる」とうたった, 前出「文を促すことについての勅書」(784/785 年)の問題意識とも合致するものであろう。

³² Admonitio generalis 72 (= MGH.Cap I, 59, l. 40; 60, l. 2-7): Sacerdotibus. [...] Et ut scholae legentium puerorum fiant. Psalmos, notas, cantus, compotum, grammaticam per singula monasteria vel episcopia et libros catholicos bene emendate; quia saepe, dum bene aliqui Deum rogare cupiunt, sed per inemendatos libros male rogant. Et pueros vestros non sinite eos vel legendo vel scribendo corrumpere; et si opus est euangelium, psalterium et missale scribere, perfectae aetatis homines scribant cum omni diligentia. 翻訳にあたり, 河井田研朗「カロルス大帝の『万民への訓諭勅令』(Admonitio Generalis) (789 年)の試訳」『キリスト教文化研究所年報』27 号 (2005 年) 117-150. 143-144 頁を参照した。ここで「記号」と訳した「notas」を, 河井田は「[文章作成に必要な]略記号」としている。他方, H. Hucke, Die Einführung des Gregorianischen Gesanges im Frankenreich, in: RQ 49 (1954) 172-187. 182. は, 前後のコンテクストから何らかの記譜記号ではないかと推測する。大黒『声と文字』(N. B. 30) 61 頁も「音楽記号」と訳している。

4. 秘跡書改訂

同様の「正しさ」は、ミサの公式祈願と式次第を中心に掲載する秘跡書にも求められた。しかしながら、地方ごとの典礼慣習や神学思潮、心性が反映されやすい秘跡書においては、写本間の隔たりは、聖書本文の写本ごとの相違とは比較にならないほど大きかった。書き損じといったレベルを越えて、祈願文の文言そのものが異なる場合も多々あったからである。したがって、「正しさ」を保証する規範も、結局はある一地方の伝統を踏襲するという形をとらざるを得なかった。ローマ教会との信仰の一致を体現するものとしてフランク王国へのローマ典礼の導入が図られたこの時代、典礼の規範たりえたのは、当然のことながら「ローマの〔使徒〕座に伝わる、聖なる、普遍の、使徒由来の伝統 *sancta catholica et apostolica Romae sedis traditio*」に他ならなかった³³。

すでにピピン 3 世の時代にも、ローマから典礼書写本を取り寄せたり、ローマ聖歌の教授のためにローマのスコラ・カントールムの聖歌隊長がフランク王国に招かれたりなどした³⁴。750 年頃にシェル (Chelles) で筆写されたいわゆる『古ゲラジウス秘跡書』(Cod. Vat. Reg. lat. 316, Paris B. N. 7193, 41-56) も、7 世紀に遡る、ローマ教区司祭用のミサ典礼書といわれるが、ヴォージェルによれば、その原本の写しは少なくとも 7 世紀末にはおそらくローマ帰りの巡礼者もしくは修道者たちによってガリアに持ち込まれていた可能性がある。現存する写本は 1 点のみであるが³⁵、当時頻繁に書き写されてガリアに広まった。その影響は『ミサーレ・ゴティクム *Missale Gothicum*』(690-700 年頃)³⁶をはじめ、『古ガリアミサ典礼書 *Missale Gallicanum vetus*』(750 年以降)³⁷ や『ボ

³³ 教皇グレゴリウス 3 世 (在位 731-741 年) のボニファティウス宛て書簡より (MGH.ES 1, 71-74, 72, l. 23-24)。拙稿「グレゴリオ聖歌研究 (1)」(N. B. 3), 213-214 頁参照。

³⁴ 同, 223-226 頁参照。

³⁵ 写本「Paris B. N. 7193」の第 41-56 葉は、もともと「Cod. Vat. Reg. lat. 316」に属していた。Cf. Vogel, *Medieval Liturgy* (N. B. 16), 64.

³⁶ Cf. Gamber, *Codices* (N. B. 5), 30 (No. 210 = Cod. Vat. Regin. lat. 317).

³⁷ Cf. *Ibid.*, 32 (No. 212-214 = Cod. Vat. Palat. lat. 493).

『ピピオ・ミサ典礼書 Missale Bobbiense』(700年以降)³⁸など一連の古ガリア典礼のミサ典礼書に及んでいるとされる³⁹。つまり、ピピン3世が典礼のローマ化に着手する以前から、ガリアではすでに典礼のローマ化が徐々に始まっていたのである。ただし、ローマの影響を受けたとはいえ、地方ごとの特色も取り入れられており、統一化された典礼とはいええない状態だった。

ピピン3世の遺志を継いだカール大帝も⁴⁰、父と同様、ローマ典礼の「正しい」執行に耐えうるだけの典礼書の不足を感じていた。そこで彼は、教皇ハドリアヌス1世(Hadrianus, 在位772-795年)に「混じりけのない」ローマ典礼書、とりわけミサの執行に必要な秘跡書の送付を求めた。この依頼は、教師としてアーヘンの宮廷に数年仕えた助祭パウルス(Paulus Diaconus, ca. 720/725-800年以前)が、786年もしくは787年にモンテ・カッシーノに帰る途中ローマに立ち寄って伝えられた⁴¹。一方、依頼を受けたハドリアヌス1世は、当時ラテラノ教会に保管されていた教皇典礼用の写本群のなかから贈り物に適すると思われたものを、おそらく791年までに送った。その送り状のなかでハドリアヌス1世は次のように書いている。

私の前任者である聖なる教皇グレゴリウスによって編集された秘跡書について、随分前に、私は文法家の〔助祭〕パウルスから、私の聖なる〔ラテ

³⁸ Cf. *Ibid.* 35 (No. 220 = Paris, B. N. ms. lat. 13246).

³⁹ Cf. Vogel, *Medieval Liturgy* (N. B. 16), 64-70.

⁴⁰ すでに前稿「グレゴリオ聖歌(1)」(N. B. 3) 216-219頁で確認した通り、カール大帝とアーヘン宮廷は、「一般訓令 *Admonitio generalis*」(789年)第80条や「リブリ・カロリーニ(カロリング文書) *Libri Carolini*」(790-792年頃)において、「ローマ典礼との一致」という父ピピン3世の典礼施策の継承を宣言している。

⁴¹ 『メッツ司教列伝』や『ランゴバルド人の歴史』などの著者として知られる助祭パウロは、ランゴバルド貴族の家系に生まれた。パヴィアで教育を受け、後にモンテ・カッシーノ修道院に入った。782年、フランク王国への反乱に参加して捕えられた弟アリキス(Arichis)の釈放を求めてフランク王国に赴き、彼の釈放と引き換えにアーヘンの宮廷で文法教師として仕えることになった。アーヘンでの活動期間は3~5年ほどだったとされる。Cf. St. Gaspari, *Art. Paulus Diaconus*, in: *LMA* 6 (1999) 1825-1826.

ラノ] 教会の伝統に基づく、他のテキストの混入のない (*immixtum*) [秘跡書] を貴下にするよう依頼されておりました。ここに、ラヴェンナ市の修道院長ヨハネ修道士を通して [件の秘跡書を] 貴下にお届けいたします。⁴²

こうして届けられた「ハドリアヌスの」秘跡書は、「正本 *authenticus liber*」としての権威を持ち、アーヘンの宮廷に大切に保管され、幾度となく書き写されてフランク王国内に広まった。この原本に由来する現存写本の多くには「宮廷図書館の正本からの写し *ex authentico libro bibliothecae cubiculi scriptum*」と記されている。ここからも、教皇ハドリアヌス 1 世から送られたこの秘跡書が、純粋なローマ典礼のフランク王国への移植に意を注いだカール大帝下の典礼改革において、どれほど高い価値と大きな意義を享受していたかがわかる⁴³。この秘跡書の「正本」は残念ながら失われてしまった。811 年から 812 年にかけて筆写されたいわゆる『カンブレのヒルドアルドの秘跡書』(Cambrai, *Bibl. Munic.* 164 [*olim* 159], 35v-203) が、唯一現存する精確な写しとみなされている⁴⁴。

ところで、ハドリアヌスから送られてきたこの秘跡書はいわゆる「グレゴリウス秘跡書」と呼ばれる型の秘跡書に属する。教皇グレゴリウス 1 世 (在位 590-604 年) が編集したと伝えられたところからその名がついた。この秘跡書は 7 世紀後半に 3 タイプに分かれて発展したとされ、その 1 つは「ハドリアヌ

⁴² MGH.Ep 3, 626, l. 27-30: De Sacramentorio vero a sancto disposito predecessori nostro, deifluo Gregorio papa: *immixtum* vobis emitteremus, iam pridem Paulus grammaticus a nobis eum pro vobis petente secundum sanctae nostrae ecclesiae tradicionem, per Iohannem monachum atque abbatem civitatis Ravennantium vestrae regali emisimus excellentiae. Cf. Vogel, *Medieval Liturgy* (N. B. 16), 81, 124 (Note 216).

⁴³ Cf. Vogel, *Medieval Liturgy* (N. B. 16), 81; Palazzo, *History* (N. B. 16) 50.

⁴⁴ Cf. Gamber, *Codices* (N. B. 5), 128-129; Vogel, *ibid.*, 82; Palazzo, *ibid.*, 51-52.

ス型グレゴリウス秘跡書」と呼ばれる。カール大帝の依頼を受けてハドリアヌス 1 世が送った前述の秘跡書はこの型に属する⁴⁵。

実は当時のローマでさえ、統一されその使用が強制された秘跡書は存在しなかった。ハドリアヌスが送った「グレゴリウス秘跡書」も、教皇の居住したラテラノ教会の蔵書のなかから選ばれた 1 つのサンプルに過ぎなかったのである。しかもそれは教皇自身がラテラノ教会やローマ教区内の集会指定聖堂で典礼を執り行うためののみ使用された秘跡書だったため、通年のミサや他の典礼は取載されていなかった。

他方、フランク王国にはすでに、「8 世紀のゲラジウス秘跡書」（もしくは「フランク・ゲラジウス秘跡書」と呼ばれるタイプの秘跡書も流布していた。これは、前出「古ゲラジウス秘跡書」と「グレゴリウス秘跡書・第 2 型」⁴⁶、さらには古ガリア典礼などフランク王国内の他の典礼要素が融合した秘跡書である。790-800 年頃制作された『ジェロンヌの秘跡書』（Paris, B. N. Lat. 12048）をはじめ⁴⁷、多くの写本がこの流れを汲むが、もともとベネディクト会修道院、おそらくピピン 3 世とのつながりもあったフラヴィニー（Flavigny）の修道院で 760-770 年頃編集された原本があったとされる。聖ベネディクトゥスの祝日のミサ（7 月 11 日）やガリア固有の聖人たちの特別な位置づけや祈願日（Roga-

⁴⁵ Cf. Vogel, *ibid.*, 79-80; Palazzo, *ibid.* グレゴリウス秘跡書には、「ハドリアヌス型グレゴリウス秘跡書」の他に「グレゴリウス秘跡書・第 2 型」と「前ハドリアヌス型」と呼ばれる型がある。「グレゴリウス秘跡書・第 2 型」は、7 世紀後半に教皇司式用から司祭司式用に改訂された秘跡書を祖とする。古ゲラジウス秘跡書にも伝わる古い要素を含み、「8 世紀のゲラジウス秘跡書」に影響を与えた。9 世紀半ば頃おそらく北イタリアで制作された 1 写本に残る（Padua, Bibl. Cap., cod. D. 47）。一方、「前ハドリアヌス型」は教皇ハドリアヌス 1 世（在位 772-795 年）以前の、より詳しくは教皇セルギウス 1 世（在位 687-701 年）以前の現状を伝えるグレゴリウス秘跡書であり、「8 世紀のゲラジウス秘跡書」の影響を受けている。825 年頃筆写された 1 写本に残る（Trent, Museo Nazionale [Castel del Buonconsiglio]）。Cf. Vogel, *ibid.*, 92-102; Palazzo, *ibid.*, 35. 54-55; Meyer, *Eucharistie* (N. B. 4), 190-191.

⁴⁶ 本稿注 45 を参照。

⁴⁷ Cf. Gamber, *Codices* (N. B. 5), 168 (No. 855); Vogel, *ibid.*, 71. 76-78; Palazzo, *ibid.*, 46.

tiones) などガリア典礼の特徴がみられるほか、年間を通してミサの執行が可能ないように通年のミサ用の式文も整備されていた。ピピン 3 世をはじめフランク王国の宮廷がこのタイプの秘跡書の成立にどれだけ関与したかは不明であるが、フランク王国内のそれぞれの教会や修道院での典礼の実用に耐えうる秘跡書であったことは確かであろう⁴⁸。

こうした秘跡書の存在をすでに知っていた目には、新しく導入された「グレゴリウス秘跡書」は、その権威こそ疑う余地はなかったものの、その内容は極めて不十分なものに映らざるをえなかった⁴⁹。

そこで、フランク王国でこの秘跡書の不足を補うべく、後に、補遺が作られることになった。このアペンディクスの作者は、最近の研究の結果、アニアヌのベネディクトゥス (Benedictus Anianensis, ca. 750-821 年) であると認められている。補遺であることを示すために「Hucusque ここまでは」という序文が添えられ、「グレゴリウス秘跡書」の第 2 部としての役割を果たすようになった。補遺の作者アニアヌのベネディクトゥスは、養子論争における正統派論者であり、聖ベネディクトゥスの戒律の普及にも決定的な役割を果たしたことで知られる⁵⁰。アーヘンの宮廷で教育を受け、カロリング家とも深いつながりを持っていた彼は、ローマ典礼の導入という宮廷の意向を損なうことなく、且つフランクの教会と修道院の実践要請に応えようとした。グレゴリウス秘跡書の補遺の序文は、教皇グレゴリウス 1 世以降ローマ典礼に導入された典礼祝祭 (聖マリアの誕生、聖母被昇天、四旬節木曜日の典礼、教皇グレゴリウス 1 世の祝日) がすでに「グレゴリウス秘跡書」に収められていることに言及したうえで、続けて次のように記している。

⁴⁸ Cf. Vogel, *ibid.*, 70-78; Palazzo, *ibid.*, 46-47.

⁴⁹ Cf. Vogel, *ibid.*, 80-85; Palazzo, *ibid.*, 51-52.

⁵⁰ Cf. E. Severus, Art. Benedikt von Aniane, in: TRE 5 (1980) 535-538 ; J. Semmler / H. Bacht, Art. Benedikt von Aniane, in: LMA 1 (1999) 1864-1867.

[...] しかし [「グレゴリウス秘跡書」に収められていない] 別の [典礼式文] も存在する。聖なる教会はそれらを不可欠とみなしているが、同じ教皇（グレゴリウス 1 世）は、それらが他の人々によってつくられたということをご存知だったがゆえに、これを割愛なさったのである。われわれはそれらを、春の野花のように摘み取り、束ね、かたちを直したり整えたりし、それらにふさわしいタイトルを付して、この別巻のなかに置くことがこの際良いと考えた。勤勉な読者は、今の時代に不可欠と思われる [典礼式文] をすべてこのなかから見出すことができよう。とはいえ、他の秘跡書のなかに見出してここに含めたものも多くある。⁵¹

序文は、グレゴリウス秘跡書の不足分は教皇グレゴリウス 1 世が「割愛なさった」部分であり、それを「他の秘跡書」のなかから見出すことができると理解することによって、既存の秘跡書からの引用を正当化している。ここにいわれている「他の秘跡書」の範囲は、「古ゲラジウス秘跡書」や「グレゴリウス秘跡書・第 2 型」ならびに「8 世紀のゲラジウス秘跡書」にまで及んでいる。

こうして出来上がった補遺付きの「ハドリアヌス型グレゴリウス秘跡書」は、普及した 850 年以降は序文が削除され、補遺が本文に組み入れられるようになった。と同時に、ベネディクトゥスの補遺自体をさらに編集したり、これに新たな式文を追加したりする試みも行われるようになった⁵²。

⁵¹ J. Deshusses, *Le sacramentaire grégorien: ses principales formes d'après les plus anciens manuscrits* T. 1. *Le sacramentaire, Le supplément d'Aniane (SpicFri 16)*, Fribourg Suisse 1971, 352, l. 17-24: *Sed quia sunt et alia quaedam, quibus necessario sancta utitur ecclesia quae idem pater ab aliis iam edita esse inspiciens praetermisit, idcirco opere pretium duximus, ea uelud flores pratorum uernantes carpere, et in unum congerere, atque correctae et emendatae, suisque capitulis praenotatae, in huius corpore codicis seorsum ponere, ut in hoc opere cuncta inueniret lectoris industria, quaecumque nostris temporibus necessaria esse perspeximus, quamquam pluriora etiam in aliis sacramentorum libellis inuenissemus inserta.* Cf. Vogel, *ibid.*, 87.

⁵² Cf. Vogel, *ibid.*, 90-92.

ところが、補遺が加わったにもかかわらず、「グレゴリウス秘跡書」がただちに「8世紀のゲラジウス秘跡書」にとって代わったわけでもなかった。「グレゴリウス秘跡書」はカール大帝の肝入りの秘跡書ではあったが、既存の秘跡書もまた、その制作に人びとは心血を注ぎ、豪華な装飾を施していた。現代のように期日を決めて一斉にミサ典礼書を差し替えるということにはならなかったのである。既存の秘跡書の「ハドリアヌス化」は、9世紀以降徐々に進んだと考えられる⁵³。

おわりに

以上、カール大帝治世下の典礼改革の基本姿勢を概観することに努めた。それは、一言でいえば「正しきの希求」ということになるであろう。

「正しきの希求」は、かつてカール大帝の父ピピン3世のもとで典礼改革を推進したメッツの司教クロデガング (Chridegang, 712/715-766年) を貫いたエートスでもあった。クロデガングは、自教区の聖職者たちのために著した「司教座聖堂参事会会則 *Regula canonicorum*」(755/756年)の序文のなかで、聖職者たちがニカイア公会議(325年)の定めた「正しきの規範 *rectitudinis norma*」に従って生活し、再び「正しい道 *rectitudinis linea*」を歩むよう導き戻すことが、この会則の目的であると述べている⁵⁴。

⁵³ Cf. Vogel, *ibid.*, 92.

⁵⁴ Chrodegangus Metensis, *Regula canonicorum* (= PL 89, 1057C): Si trecentorum decem et octo, reliquorumque sanctorum Patrum canonum auctoritas inviolata perduraret, et episcopus atque clerus secundum eorum rectitudinis normam viverent, superfluum videretur a nobis exiguis minimisque super hac re tam ordinate disposita aliquid novi retractare aut dicere; sed dum pastorum subditorumque negligentia ex his temporibus nimium crevit, quid aliud agendum nobis est, qui in tam gravi discrimine venimus, nisi ut, quantum possumus, si non quantum debemus, ad rectitudinis lineam, Deo inspirante, clerum nostrum reducamus. 翻訳は、梅津教孝訳「メッツ司教クロデガングによる司教座聖堂参事会会則」M.-H. ヴィケール著、朝倉文市監訳、渡辺隆司・梅津教孝訳『中世修道院の世界—使徒の模倣者たち—』(八坂書房, 2004年) 180-181頁を参照されたい。クロデガングの「正しきの規範」について、以下も参照のこと。Cf. M. A. Claussen, *The*

カール大帝の治世下で行われた文教政策も基本的にこの精神を継承するものであった。「文を促すことについての勅書」(784/785年)や「一般訓令 *Admonitio generalis*」(789年)はこの立場の表明であり、「一般訓令」の序文におかれた有名な「誤りを正し、余分なものを切り離し、正しいものを促すよう努める」という訓令の基本方針も、「正しさの希求」の精神をよくあらわしている⁵⁵。

「正しさの希求」は、神に嘉される生き方そのものであり、この生き方に報いて、神はこの地上に祝福と福利とをもたらしたもうと考えられた⁵⁶。ただし、この正しさが正当性を発揮するためには、「王」がイニシアチブをとってこれを具現しなければならなかった。こうした考えは、800年の教皇レオ3世によるカール大帝のローマ皇帝への戴冠の前後からカール大帝に向けられた「王 *rex*」へのまなざしによくあらわれている。アルクインは、カール大帝こそ「キリスト教の民を統べるようにと、わたしたちの主イエス・キリストが貴殿 [カール大帝] のためにとりおいておられた王職 *regalis dignitas*」にふさわしいと主張した⁵⁷。アルクインによれば、カール大帝自身に「キリストの諸教会の救いが懸かって」いた⁵⁸。「正しさの希求」はまさに王にふさわしい態度であり、あらゆる政策が彼に導かれて行われるべきとみなされたのである⁵⁹。

したがって、カール大帝のもとで実施された具体的な典礼施策も、この立場からなされたとみることができよう。典礼の土台となる聖書の改訂は、神のこ

Reform of the Frankish Church. *Chrodegang of Metz and the Regula canonicorum in the Eighth Century* (CSMLT 4. Ser. 61), Cambridge 2004, 62.

⁵⁵ Cf. *Admonitio generalis* (= MGH.Cap I, 54, l. 1: *qua* (= *admonitio*) *nos errata corrigere, superflua abscidere, recta cohortare studemus, [...]*. 河井田研朗「カロルス大帝」(N. B. 32), 125頁参照。

⁵⁶ Cf. Angenendt, *Das Frühmittelalter* (N. B. 7), 304-305.

⁵⁷ Alcuinus, Ep. 174 (= MGH.Ep 4, 288, l. 22-23): *Tertia est regalis dignitas, in qua vos domini nostri Iesu Christi dispensatio rectorem populi christiani disposuit, [...]*.

⁵⁸ Id. (= MGH.Ep 4, 288, l. 25-26): *Ecce in te solo tota salus ecclesiarum Christi inclinata recumbit.*

⁵⁹ 山田欣吾「『教会』としてのフランク帝国—西ヨーロッパ初期中世社会の特色を理解するために」同『教会から国家へ』(N. B. 22) 19-84. 35頁参照。

とばが「正しく」典礼で語られ心に届くために必要な事業であった。典礼諸書の「正しさの規範」は、カロリング期にあつては、使徒継承を誇るローマ典礼に他ならなかった。だからこそ、カール大帝も、父ピピン同様、ローマに典礼書の「正本」の送付を求めた。こうした一連の施策のゆえに、「神の言葉のルネサンス」(大黒俊二)ともいわれる新しい改革の波がフランク王国にもたらされることになったのである⁶⁰。

ただし、フランク教会は、ローマ典礼をただ闇雲に模倣したのではなかった。典礼学者ホイスリングも指摘するように、フランク王国においては確かにローマ典礼が範とされたが、その模倣は創造をも内包する行為だった。カロリング期の典礼改革は、ローマ典礼という規範に目を向けながらも、やがて自立を果たしてゆく長い道のりの始まりだったのである⁶¹。

この道のりの端緒は、当時の典礼実践からの切実な要請にその都度応え補うというところから開かれた。「グレゴリウス秘跡書」の補遺の序文「Hucusque」がなしたように、当初はローマ由来という権威が与えられながら、しかし徐々に大胆に、ガリア的あるいはフランク的要素も「ローマ典礼」のなかに溶け合わされていった。本研究の主題であるグレゴリオ聖歌の成立も、このプロセスと無関係ではないと思われる⁶²。今後は、カール大帝以降の聖歌集編纂の動向を追うことを手始めに、この時期の典礼実践への理解をさらに深めることによって、グレゴリオ聖歌の成立事情を些少なから明らかにしてゆくことにしたい。

*本稿は、「2009年度南山大学パツへ研究奨励金 I-A-2 (Nanzan University Pache Research Subsidy I-A-2 for the 2009 academic year)」に基づく研究成果である。

⁶⁰ 大黒俊二『声と文字』(N. B. 30) 51-56頁参照。

⁶¹ Cf. Häußling, *Christliche Identität aus der Liturgie. Theologische und historische Studien zum Gottesdienst der Kirche* (LQF 79), Münster 1997, 28-32.

⁶² 拙稿「グレゴリオ聖歌研究(1)」(N. B. 3), 225-227頁参照。